	-
1. 商品名	財形住宅預金
 ご利用 いただける方 	当行と財形貯蓄契約を締結している企業等に勤務されている方で、契約時年齢が満 55歳未満の方 ※お一人さま1契約で、1金融機関に限ります。
3. お預入れ期間	5年以上の期間にわたって年1回以上定期的にお預入れいただきます。
4. お預入れ (1) お預入れ方法	・給与または賞与からの天引きで定期的にお預入れいただきます。 ・お預入れ分は、お預入れの都度、1 ロごとに期日指定定期預金(最長預入期限 3 年、 据置期間 1 年)として運用し、満期日に自動継続されます。
(2)お預入れ金額	1口1円以上
(3)お預入れ単位	1 円単位
5. 払戻し	預入日(継続日)の1年後の応答日から、最長預入期限までの間で指定した満期日以後に、当該預入分の全部または一部を以下の方法で利息とともに払戻しいたします。 (1)払戻し金額(全額または一部)をご指定 (2)特定のお預入れ分をご指定 ※満期日のご指定がない場合は最長預入期限が満期日となります。 ※払戻しされる場合は、その1か月前までに満期日(払戻日)をご指定いただき、取扱店へ通知していただく必要があります。
	※一部解約は1万円以上1,000円単位となります。(ただし、特定のお預入れ分を指定して払戻す場合で、当該指定分が1万円未満の場合はその全額を払戻しいたします。)
6. 払戻しの要件	 (1)住宅の取得、増改築等の費用に充てる場合のみ払戻しが可能です。 (2)住宅の取得、増改築等を行う前に払戻しする場合は、残高の90%を上限として一部お引出しいただけます。(1回限り)その場合、一部お引出しの日から2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内に残額をお引出しいただきます。 (3)住宅の取得、増改築等を行った後に払戻しする場合は、住宅の取得等の日から1年以内に、住宅の取得等に要した額を限度としてお引出しいただけます。(1回限り)(4)お引出しには住宅の登記事項証明書や建設工事請負契約書の写しなど、所定の書類が必要となります。
7. 利息	
(1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	各預入時または継続時の期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用いたします。 各個別預金の満期日に元金に組み入れます。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年複利の方法により計算いたします。
8. 税金	 ・財形年金預金と合算で、マル財枠550万円(元利合計)を限度として非課税とすることができます。 ・上記非課税限度額を超える場合は、超えた時点以降の元本全額の利子について20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ※復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。
9. 付加できる 特約事項	_
10. 手数料	
11. 中途解約時の 取扱い	個別預金の解約が満期日前になる場合は、個別預金の中途解約の取扱いに準じます。
12. 金利情報の 入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。

13. 参考事項	・事業主さまと当行との契約、および従業員さまと事業主さまとの契約が必要となりま
	す。
	・年1回以上のお預入れがない場合等、財形要件を満たさない事由が発生した場合は課
	税扱いとなります。くわしくは窓口までお問い合わせください。
	・上記 6. 払戻しの要件以外の目的でお引出しされる場合は全額解約となり、過去 5 年
	間にわたる利息および解約利息について課税されます。
	・住宅の取得(新築、購入等)および増改築等の内容については、一定の条件がありま
	す。くわしくは窓口までお問い合わせください。
	・預金保険制度の対象商品であり、1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合
	計 1,000 万円までとその利息が保護されます。
14. 当行が契約して	一般社団法人全国銀行協会
いる指定紛争	連絡先:全国銀行協会相談室
解決機関	電話番号:0570-017109 または03-5252-3772